

- ・ 事例がないときの地代の算定方法です・<sup>がんぼん</sup>元本と果実の関係ですが・・収益性の高い方が利息が高いと考えられます。
- ・ 基準では・宅地や農地については6%・林地・その他の土地は5%を標準とするとされています。年額です。
- ・ この率には土地所有者が負担する・税金、管理費、相当分として1%程度が含まれているとされています。
- ・ 文は妥当です。

#### 補償基準（土地の使用に代わる取得）

第25条の2 土地を使用しようとする場合（空間又は地下を使用しようとする場合で、土地の通常の用法を妨げないときを除く。）において、土地所有者から土地の取得を請求され、次の各号のいずれかに該当し、かつ、やむを得ないものであると認められるときは、当該土地を取得することができるものとする。

一 土地の使用が3年以上にわたるとき。

二 土地の所有者が所有し、自ら使用している建物が使用しようとする土地にある場合において、当該所有者が仮住居若しくは仮営業所において生活若しくは営業をすること又は使用終了後に使用対象地において生活若しくは営業をすることが困難である事情が存すると認められるとき。

2 土地を使用しようとする場合において、第24条の規定により算定した補償額及びこれに伴い通常生ずる損失の補償額（第58条の規定により算定した補償額を含む。）の合計額が当該土地を取得した場合の価額及びこれに伴い通常生ずる損失の補償額の合計額を超えるときは、当該土地を取得することができるものとする。